

会 議 録

- 1 会 議 の 名 称 令和6年第12回選挙管理委員会臨時会
- 2 開 催 年 月 日 令和6年10月14日（月）
- 3 開 始 ・ 終 了 時 刻 午前9時54分～午前10時2分
- 4 開 催 場 所 一関市役所 選挙管理委員会室
- 5 出 席 委 員 氏 名 高橋秀典委員長
阿部和子委員
金今壽信委員
佐藤福委員
- 6 欠 席 委 員 氏 名 なし
- 7 説 明 者 の 職 氏 名 選挙管理委員会事務局長 後藤 治
さ
- 8 出 席 職 員 職 氏 名 選挙管理委員会事務局主任主査 菅野 孝幸
選挙管理委員会事務局主任主事 佐藤 翼
- 9 付 議 事 件 ○議案第40号 選挙人名簿から抹消すべき者について
○議案第41号 選挙人名簿に登録すべき者について
○議案第42号 投票管理者及びその職務を代理すべき者の選
任について
○議案第43号 投票立会人の選任について
○議案第44号 共通投票所の投票管理者及びその職務を代理
すべき者の選任について
○議案第45号 共通投票所の投票立会人の選任について
- 10 会 議 の 公 開 又 は 非 公 開 公開

11 傍 聽 人 數 0 人

委員長 開会

(議案第40号 選挙人名簿から抹消すべき者について)

(議案第41号 選挙人名簿に登録すべき者について)

事務局長 議案の朗読(2件を一括審議)

○ 本案につきましては、公職選挙法第28条の規定によりまして、令和6年10月14日現在において死亡した者及び転出後4か月を経過した者を抹消するとともに、選挙の執行に伴い、選挙事務を所管する選挙管理委員会が、選挙管理委員会が定めた基準日時点におきまして、選挙人名簿の登録資格を有する者を、選挙人名簿に登録しようとするものであります。

令和6年10月9日現在の選挙人名簿登録者数は、男44,835人、女47,616人で計92,451人でありました。

ここから10月13日までに死亡した者、それから10月14日までに転出後4か月を経過した者を抹消し、年齢要件及び住所要件を満たす者を登録するものであります。

抹消者については、死亡した者、男14人、女11人の合計25人。

転出後4か月を経過した者は、男4人、女9人の合計13人、合わせまして男、18人、女20人の合計38人を抹消しようとするものであります。

新規登録につきましては、平成18年10月28日以前に出生した者はなく、男女ともに0、7月14日以前に住民票が作成された者、男2人、女6人の合計8人合わせまして男2人、女6人の合計8人を新規登録しようとするものであります。

今回の抹消及び登録によりまして、令和6年10月14日現在の名簿登録者数は、男44,819人、女47,602人の合計92,421人となります。

参考としまして、地方自治法に規定する直接請求の際に必要な署名者数等を記載しております。

それから10月9日現在の選挙人名簿登録者数今回の選挙時登録の選挙人名簿登録者数をそれぞれ地域別に記載しております。

投票区別の選挙人名簿登録者数を記載しております。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

(議案第42号 投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について)

事務局長 議案の朗読

○ 本案は、令和6年10月27日執行予定の参議院岩手県選出議員補欠選挙、第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査の各投票所における投票管理者及びその職務代理者を別紙のとおり選任しようとするものであります。

投票管理者及びその職務代理者につきましては、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会が選任するものとされております。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

(議案第43号 投票立会人の選任について)

事務局長 議案の朗読

○ 本案は、参議院岩手県選出議員補欠選挙、第50回衆議院議員総選挙、及び第26回最高裁判所裁判官国民審査の各投票所における投票立会人を別紙のとおり選任しようとするものであります。

投票立会人につきましては、投票管理者及びその職務代理者と同様に選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会が選任するものとされております。

なお、一関第4投票区の投票立会人につきましては、現在調整中

でございますので後日提案することといたします。

投票立会人の選任におきましては、若者の投票立会人を募集しておりまして、今回の選挙につきましては、共通投票所も含めた当日の投票所におきましては、2人の若者の投票立会人を選任しているところでございます。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

(議案第44号 共通投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について)

事務局長 議案の朗読

○ 本案は、共通投票所の投票管理者及びその職務代理者を別紙のとおり選任しようとするものでございます。

なお、共通投票所の投票管理者及びその職務代理者につきましても、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会が選任するものとされております。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

(議案第45号 共通投票所の投票立会人の選任について)

事務局長 議案の朗読

○ 本案は、共通投票所の投票立会人を別紙のとおり選任しようとするものでございます。

なお、共通投票所の投票立会人につきましても、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会が選任するものとされております。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

委員長 閉会